

宮崎県の
社会福祉法人が
地域を支える



～生活困窮者等に対する相談支援事業～

みやざき安心 セーフティネット事業

複数の社会福祉法人が連携・協働し地域社会の構築に向けて生活に困窮している方々の相談支援事業を始めます。生活困窮者等の発見に積極的に努め、「行政や公的機関ではすぐには対応できない」、「緊急な支援が必要だけどどこを頼っていいのかわからない」等、身近な困りごとや不安を社会福祉法人が相談支援や経済的援助(現物給付)で支援します。

生活に困りごとや不安をかかえている方、
あなたのまわりにはいませんか？



食べる物や日用品がない。
電気・ガスをとめられた。
医療費がないので病院に行けない。



社会福祉法人とはどのような組織ですか？

社会福祉法等に基づき、高齢者の介護、障害児者への各種支援、児童の保育・虐待を受けている人へのケアなど、様々な福祉サービスをおこなうことを目的として設立された民間の非営利法人です。

社会福祉法人の特性

公共性

地域社会のための
活動を行う

非営利性

利益を目的と
していない

安定性

安心して相談・
利用できる

相談

～ご利用イメージ～

一緒に考える



本事業に参加しているお近くの社会福祉法人(施設)の窓口や市町村社会福祉協議会の窓口へ相談。あなたの困り事や不安をお話してください。

*本事業に参加している社会福祉法人(施設)の窓口はどなたでもご利用できます。



あなたの困りごとや不安に対して、本事業に参加しているお近くの社会福祉法人(施設)の相談員や市町村社会福祉協議会の職員があなたに寄り添い支援内容を一緒に考えます。

本事業に参加している社会福祉法人(施設)の相談員や市町村社会福祉協議会の職員と一緒に考えた実際の支援を受けることができます。

例: 福祉制度・サービスへのつなぎ
経済的援助(現物給付)

*経済的援助(現物給付)の支援期間の目安はおおよそ3ヶ月としています。



支援を受ける

但し、以下の方は経済的援助の対象とはなりません。

- ・既に施設(入所型)を利用している方
- ・生活保護を受給している方
- ・緊急性のない滞納金の返済に充てようとする方
- ・借入金の返済に充てようとする方
- ・緊急性のない日常生活費の支給を求める方
- ・相談活動を行わず、経済的援助のみ申請する方
- ・現金給付を求める方

誰でもご相談いただけます。

まずは、相談だけでもしてみませんか？

生活に困っている方、地域や周辺で気になることがある方はお近くの事業参加の社会福祉法人(施設)や市町村社会福祉協議会にご連絡ください。

相談窓口は下記の2次元コードから検索できます



みやざき安心
セーフティネット事業に
関する問い合わせ

社会福祉法人 宮崎県社会福祉協議会

〒880-8515 宮崎市原町2-22 宮崎県福祉総合センター

TEL:0985-61-0055 FAX:0985-23-3160